

(別紙) パブリックコメント結果

平成27年8月19日

小金井市における資源物持ち去り行為を禁止するための条例改正の基本的な考え方（案）  
に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：平成27年6月15日から7月14日まで

意見提出数：5人・18件

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
<b>(1) 条例改正への賛否についての意見</b>			
1	全体について	資源物の中から高価なものを抜き取り持ち去る行為について、防止措置を強化することが必要である。条例の基本的な考えとその施行規則などを強化することが必要である。条例案にある「持ち去り行為の禁止」及び「禁止命令」の内容に賛成する。速やかに改正し、実行してほしい。	罰則を付した条例を制定し、持ち去り行為を禁止します。
2		市民は資源物を出した時点で所有権は放棄しているため、ちゃんと持って行ってくれば良い。条例を制定し、そのために条例違反だとゴタゴタするのは賛成できない。	市民が市の資源回収に排出した資源物を、個人的利益のために持ち去る行為は、規制すべきものと考えます。また、資源物は適切なりサイクルのためのルートにのせることも、資源循環型社会の推進のための重要な行政の取組と認識しています。

(2) 具体的な取組についての意見			
3	通報等	職員の方もパトロールしているとのことだが、実効性を上げるためには市民の協力が欠かせないと思う。怪しい車を通報できるようにしてはどうか。メールで日時、場所、その他情報（ナンバー等）を通報することで、出現傾向がわかり、対策も取り易くなると思う。	持ち去り行為者を目撃した場合は、市又は警察に通報していただくこととし、そのように周知してまいります。通報のあった場所は、重点的にパトロールしていきます。
4	パトロール	パトロールを強化して欲しい。 町会・自治会でパトロールを強化して欲しい。 実効性のあるものにするため、市の職員だけでなくパトロール要員の増員を図っていただきたい。	職員によるパトロールを強化します。 また、警察等と連携して、通報のあった場所は、重点的にパトロールしていきます。
5		条例制定にどれだけ実効性があるか疑問である。持ち去る業者は朝6時過ぎから車で廻っている。市職員のパトロール推進とあるが、人件費をかけてどれだけ効果があるのか。	費用対効果に優れた方法でパトロールを強化し、持ち去り行為を防止してまいります。
6	広報・啓発	住民への周知と住民の認識が必要と考える。 市報、チラシ、市の掲示板、公共施設でのポスターなど継続的に広報・宣伝を行い、持ち去り行為は犯罪であることを徹底すれば、悪質業者の出没を抑えることができる。	持ち去り行為に関する情報について、効果的な広報・啓発活動に取り組みます。また、関係者間の情報共有に努めます。 罰則を付した条例の制定を周知することにより、持ち去り行為を未然に防ぎ、「持ち去りされにくい街づくり」を目指します。
7	GPS	資源物にGPSを取り付け、資源物の流れを把握する。GPS端末が付いているという宣伝だけでも、持ち去りを止める効果があると思う。(他に1件)	条例の実効性を上げる具体的な対策として、費用対効果に優れた対策を研究してまいります。 施策を進めていくうえで参考とさせていただきます。
8	防犯カメラ	防犯カメラを多発地域に設置し監視する(移動できる防犯カメラ)。	
9	掲示	古紙・雑誌等の上にステッカーを貼る。	
10		古紙・雑誌等集積した所に横断幕やのぼり旗を掲げる。	

1 1	集団回収	<p>集団回収の拡大と回収方法の改善。</p> <p>集団回収は子ども会中心に行ってきた。町会も協力しようということになり、それまでのステーション回収から個別的回収（（1件～数軒）に業者と相談して切り替えた。）になり、回収量は約2倍になり、持ち去りもほとんどなくなった。</p>	<p>集団回収事業を推進するため、集団回収実施団体、回収協力業者及び市の三者で協働して、継続的・安定的に資源回収に取り組めるように支援を検討してまいります。</p>
1 2	排出方法等	<p>回収する時間少し前に排出する。前日や当日朝早く排出しない。回収業者と回収時間など連絡を取る。</p>	<p>収集日の前日から排出せずに、なるべく当日朝の概ね7時30分から8時30分までの間に出していただけるよう周知を図るなど、持ち去り行為をされにくい対策の情報提供に努めます。</p>
1 3		<p>回収が終わるまで出来るだけ気配りをする。</p>	
1 4	協働	<p>住民との協働</p> <p>市議会議員、ごみ減量・リサイクル団体等への協力要請。他自治体や回収業者等との協働・情報共有</p>	<p>施策を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p> <p>また、警察等、関係者間での連携を深め、情報共有に努めます。</p>
1 5		<p>多摩地域26市中18市が「持ち去り禁止条例」を制定している。また、条例を制定していない市においても対策をしているため、「多摩地域資源物持ち去り禁止」連絡会を設ける。</p> <p>連絡会ができなくても情報の共有化を図る（例えば違法業者の出没など情報の共有、対策の共有など。）。</p>	
1 6		<p>他市では年1～2回、実際に回収業を行っている業者との懇談会を行って、市の考えも話し、業者の意見も聴くときく。そういう交流が必要ではないか。</p>	
(3) その他の意見			
1 7		<p>施策は犯人逮捕を目的とするものではなく、持ち去り行為の防止を目的とするものであるべき。</p>	<p>罰則を付した条例の制定を周知することにより、持ち去り行為を未然に防ぎ、「持ち去りされにくい街づくり」を目指します。</p>
1 8		<p>常習者の排除を徹底してほしい。</p>	

※提出された意見は、原則として全文を掲載します。なお、同趣旨の意見が多数ある場合は、（他に〇件）と表示します。

小金井市廃棄物減量等推進審議会が出された意見

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	全体について	生活困窮者の行う部分について配慮できないか。	市民が市の資源回収に排出した資源物を、個人的利益のために持ち去る行為は、規制すべきものと考えますが、生活困窮者対策については、福祉部門との連携も視野に対応してまいります。
2		市が一切新聞等を回収しないということにすれば、市の財政にも貢献するのではないか。	
3	具体的な取組について	持ち去り被害が少ない集団回収団体の取組事例を他の集団回収団体に紹介することが大事だと思う。	施策を進めていくうえで参考とさせていただきます。 また、市の収集委託業者は車両等にステッカーを貼って回収を行いますので、このステッカーが一つの識別の目安になります。
4		市の収集車なのかそうではないのか分からなくて持って行かれることがあるので、識別できるようにして欲しい。	
5		例えばエコポイントのように資源物をどこかに持って行けばポイントが付くように、資源物にインセンティブを導入することを考えては如何か。	
6		市内の商店に雑誌等を持って行くとポイントが付くようにすれば、回収率が上がるのではないか。	